

介 護 予 防  
短 期 入 所 療 養 介 護

【指定居宅サービス事業者】

サービスの種類	介護予防短期入所療養介護（介護保険法第8条の2第10項）	
指定単位	種類別に事業所ごと	
指定申請書記載事項	申請書等様式参照	
介護保険法	申請者	介護老人保健施設、介護療養型医療施設その他の厚生労働省令で定める施設を開設する者（介護保険法第8条の2第10項） 病院又は診療所により行われるものは、法人要件の適用なし（介護保険法第115条の2第2項）
	設備人員基準	別表設備人員基準参照
	運営基準	別表運営基準参照
	経過措置	老人保健施設の開設許可を受けている者は、介護老人保健施設の許可を受けた者とみなされることに伴って、本サービスに係る指定もあったものとみなされる（介護保険法第115条の10準用（介護保険法第72条）
	その他	介護老人保健施設の許可又は介護療養型医療施設の指定があったときは、本サービスに係る指定もあったものとみなす（介護保険法第115条の10準用（介護保険法第72条）
法人所轄庁との連携	法人格が要件となる場合は、事業実施に係る登記（変更登記を含む。）がなされているか又はなされることが確実であること	

・ **介護予防短期入所療養介護**

居宅要支援者等（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うこと（介護保険法第8条の2第10項）

1 「厚生労働省令で定めるもの」（介護保険法施行規則第22条の13）

病状が安定期にあり、下記2に規定する施設に短期間入所して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する居宅要介護者等

2 「厚生労働省令で定める施設」（介護保険法施行規則第22条の14）

介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護療養型医療施設の指定を受けていない療養病床を有する病院若しくは診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院

## ◎介護予防短期入所療養介護事業所の指定基準

介護予防短期入所療養介護事業所の指定を受けるためには、次のそれぞれの場合についての「Ⅰ 人員に関する基準・設備に関する基準」及び「Ⅱ 運営に関する基準」をすべて満たす必要があります。

### (1) 介護老人保健施設の場合

	内 容
Ⅰ 人員に関する基準・設備に関する基準	<p>介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の配置基準は、それぞれ、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設の基準にある必要とされる数以上</p> <p>*基準において「入所者」とあるのは、「入所者及び短期入所療養介護を受ける者、介護予防短期入所療養介護を受ける者」と読み替える</p> <p>指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第143条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
Ⅱ 運営に関する基準	<p>※24-6ページ以降をご覧ください。</p>

## (2) 介護療養型医療施設の場合

	内 容
I 人員に関する基準 ・設備に関する基準	<p>指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における法に規定する指定介護療養型医療施設の基準にある必要とされる数以上。</p> <p>*基準において「入院患者」とあるのは、「入院患者及び介護予防短期入所療養介護を受ける者」と読み替える</p> <p>指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第143条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
II 運営に関する基準	※24-6ページ以降をご覧ください。

## (3) 介護療養型医療施設の指定を受けていない療養病床を有する病院又は診療所の場合

	内 容
I 人員に関する基準 ・設備に関する基準	<p>医療法に定める療養病床の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士、理学療法士又は作業療法士の配置基準、設備基準を満たしていること</p>
II 運営に関する基準	※24-6ページ以降をご覧ください。

(4) 老人性認知症疾患療養病棟の場合

	内 容
I 人員に関する基準 ・設備に関する基準	<p>1 医師・薬剤師 (1) 医療法に定める数 (2) 医師のうち1人以上を指定介護予防短期入所療養介護担当とすること</p> <p>2 看護職員 (医療法施行規則第43条の2該当のもの) 入院患者：看護職員＝3：1（常勤換算） (それ以外のもの) 入院患者：看護職員＝4：1（常勤換算） *当分の間 当該病棟における入院患者の数を4をもって除した数（端数切り上げ）から当該入院患者数を5をもって除した数（端数切り上げ）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。</p> <p>3 介護職員 入院患者：介護職員＝6：1（常勤換算） *当分の間 入院患者：介護職員＝8：1で可</p> <p>4 栄養士 病床数が100以上の病院にあつては1人以上</p> <p>5 作業療法士（常勤）1人以上 *専従・常勤の看護師（老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る）を置いている場合、当分の間、週に1日以上作業療法の評価を行う作業療法士で可</p> <p>6 精神保健福祉士又はこれに準ずるもの（常勤）1人以上</p> <p>7 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれ、利用者を当該指定短期入所療養介護事業所の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設の基準にある必要とされる数以上。</p>
	<p>1 生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有すること</p> <p>2 病室 (1) 4床以下 (2) 内法による測定で1人あたりの床面積6.4㎡以上 *病床転換による老人性認知症疾患療養病棟は、6床で可</p> <p>3 病棟面積 内法による測定で1人あたりの床面積18㎡以上 *事業の管理の事務に供される部分は除く面積</p> <p>4 廊下幅は1.8m以上、ただし、中廊下幅は2.7m以上（医療法施行規則第43条の2該当のものは2.1m以上） *病床転換による老人性認知症疾患療養病棟は、1.2m以上、ただし、中廊下幅は1.6m以上で可</p> <p>5 生活機能回復訓練室 60㎡以上の面積を有し、専用の器械・器具を備えること</p> <p>6 デイルーム・面会室の合計 入院患者1人につき2㎡以上の面積</p> <p>7 食堂 入院患者1人につき1㎡以上の広さ</p>

<p>II 運営に関する基準</p>	<p>10 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第143条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>※24-6ページ以降をご覧ください。</p>
--------------------	---

**(5) 厚生労働大臣が定める基準に適合する診療所の場合**

	内 容
<p>I 人員に関する基準 ・設備に関する基準</p>	<p>1 看護職員・介護職員 入院患者：看護職員・介護職員＝3：1（常勤換算）</p> <p>1 病床 床面積 1人当たり6.4㎡以上</p> <p>2 食堂</p> <p>3 浴室</p> <p>4 機能訓練を行うための場所</p>
<p>II 運営に関する基準</p>	<p>※24-6ページ以降をご覧ください。</p>

## ◎介護予防短期入所療養介護事業所に関する指定基準について（法第 115 条の 2）

### 【凡 例】

「法」 = 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）

「規則」 = 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）

「平 11 厚令 37」 = 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）

「平 18 厚令 35」 = 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）

「平 11 老企 25」 = 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 11 年老企第 25 号；保健福祉局企画課長通知）

「平 12 老計 8」 = 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成 12 年老計第 8 号；保健福祉局老人福祉計画課長通知）

「平 12 老企 54」 = 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成 12 年老企第 54 号；老人保健福祉局企画課長通知）

「平 13 老発 155」 = 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成 13 年老発第 155 号；厚生労働省老健局長通知）

※「平 11 厚令 37 第 155 条準用（第 125 条）」は、「平 11 厚令 37 第 155 条により準用される第 125 条」という意味です。

## ◎介護予防短期入所療養介護事業所に関する指定基準について（法第 115 条の 4）

### I 人員に関する基準・設備に関する基準

短期入所療養介護 10-38、39、40、41 並びに平 11 厚令 35 第 187 条及び第 188 条、第 205 条、第 218 条を参照してください。

### II 運営に関する基準

#### 1 対象者

（ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院若しくは診療所の療養病床に係る病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟において（ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。（平 18 厚労令 35 第 189 条、第 210 条準用（第 189 条、第 223 条準用（第 189 条））

#### 2 内容及び手続きの説明及び同意

(1) （ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所生活介護事業者は、（ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 138 条に規定する重要事項に関する規程の概要、（ユニット型・一部ユニット型）介護予防短期入所療養介護従業者の勤務の体制そ

の他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。（平 18 厚労令 35 第 195 条準用（第 133 条第 1 項）、第 210 条準用（第 195 条）、第 223 条準用（第 195 条））

(2) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該（ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。（平 18 厚労令 35 第 133 条 2 項準用（第 8 条第 2 項）、第 210 条準用（第 195 条）、第 223 条準用（第 195 条））

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、（ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

(3) 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。（平 18 厚労令 35 第 133 条 2 項準用（第 8 条第 3 項）、第 210 条準用（第 195 条）、第 223 条準用（第 195 条））

(4) 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、（ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。



(平 18 厚労令 35 第 133 条 2 項準用 (第 8 条第 4 項)、第 210 条準用 (第 195 条)、第 223 条準用 (第 195 条))

(5) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。(平 18 厚労令 35 第 133 条 2 項準用 (第 8 条第 5 項)、第 210 条準用 (第 195 条)、第 210 条準用 (第 195 条))

一 第二項各号に規定する方法のうち(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(6) 前項の規定による承諾を得た(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。(平 18 厚労令 35 第 133 条 2 項準用 (第 8 条第 6 項)、第 210 条準用 (第 195 条)、第 223 条準用 (第 195 条))

### 3 (ユニット型・一部ユニット型) 介護予防指定短期入所療養介護の開始及び終了

(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。(平 18 厚労令第 195 条準用 (第 134 条第 2 項)、第 210 条準用 (第 195 条) 第 223 条準用 (第 195 条))

### 4 提供拒否の禁止

(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、正当な理由なく(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護の提供を拒んではならない。(平 18 厚労令 35 第 195 条準用 (第 9 条)、第 210 条準用 (第 195 条)、第 223 条準用 (第 195 条))

### 5 サービス提供困難時の対応

(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、当該(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の通常の事業の実施

地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な（ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の（ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（平 18 厚労令 35 第 195 条準用（第 10 条、第 210 条準用（第 195 条））、第 223 条準用（第 195 条））

## 6 受給資格等の確認

(1)（ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護事業者は、（ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。（平 18 厚労令 35 第 195 条準用（第 11 条第 1 項）、第 210 条準用（第 195 条）、第 223 条準用（第 195 条））

(2)（ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の被保険者証に、法第 115 条の 3 第 2 項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、（ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護を提供するように努めなければならない。（平 18 厚労令 3 第 195 条準用（第 11 条第 2 項）、第 210 条準用（第 195 条）、第 223 条準用（第 195 条））

## 7 要支援認定等の申請に係る援助

(1)（ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護事業者は、（ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。（平 18 厚労令 35 第 195 条準用（第 12 条第 1 項）、第 210 条準用（第 195 条）、第 223 条準用（第 195 条））

(2)（ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。（平 18 厚労令 35 第 195 条準用（第 12 条第 2 項）、第 210 条準用（第 195 条）、第 223 条準用（第 195 条））

## 8 心身の状況等の把握

(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚労令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。))第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。(平18厚労令35第195条準用(第13条)、第210条準用(第195条)、第223条準用(第195条))

## 9 介護予防サービス費の提供を受けるための援助

(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。(平18厚労令35第195条準用(第15条)、第223条準用(第195条))

## 10 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防サービス計画(施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。(平18厚労令35第195条準用(第16条)、第210条準用(第195条)、第223条準用(第195条))

## 11 サービス提供の記録

(1) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、当該(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護の提供日及び内容、当該(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記

載しなければならない。（平 18 厚労令 35 第 195 条準用（第 19 条第 1 項）、第 210 条準用（第 195 条）、第 223 条準用（第 195 条））

- (2)（ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護事業者は、（ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。（平 18 厚労令 35 第 195 条準用（第 19 条第 2 項）、第 210 条準用（第 195 条）、第 223 条準用（第 195 条））

## 1 2 健康手帳への記載

（ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護事業者は、提供した（ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護事業に関し、利用者の健康手帳（老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）第 13 条の健康手帳をいう。以下同じ。）の医療の記録に係るページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでない。（平 18 厚労令 35 第 195 条準用（第 68 条）、第 210 条準用（第 195 条）、第 223 条準用（第 195 条））

## 1 3 利用料等の受領

- (1)（ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する（ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該（ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該（ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。（平 18 厚労令 35 第 190 条第 1 項、第 206 条第 1 項）
- (2)（ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、（ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。（平 18 厚労令 35 第 190 条第 2 項、第 206 条第 2 項）
- (3)（ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護事業者は、上記（1）、（2）の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。（平 18 厚労令 35 第 190 条第 3 項、第 206 条第 3 項）
- 一 食事の提供に要する費用（法第 61 条の 2 第 1 項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額（同条第 4 項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該（ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護事業者

に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 滞在に要する費用(法第61条の2第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該(ユニット型)指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、(ユニット型)指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(4) (3)の第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。(平18厚労令35第190条第4項、第206条第4項)

(5) (ユニット型)指定介護予防短期入所療養介護事業者は、(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、(3)の第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。(平18厚労令35第190条第5項、第206条第5項)

(6) 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第206条に、それ以外の部分にあつては第190条に定めるところによる。(平18厚労令35第219条)

#### 14 保険給付の請求のための証明書の交付

(ユニット型・一部ユニット型)指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない(ユニット型・一部ユニット型)指定介護予防短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した(ユニット型・一部ユニット型)指定介護予防短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。(平18厚労令35第195条準用(第21条)、第210条準用(第195条)、第223条準用(第195条))

## 1 5 指定介護予防短期入所療養介護の取扱方針

- (1) 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護（以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。（平 18 厚労令 35 第 186 条）
- (2) （ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。（平 18 厚労令 35 第 196 条第 1 項、第 215 条準用（第 196 条第 1 項）、第 229 条準用（第 196 条第 1 項））
- (3) （ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。（平 18 厚労令 35 第 196 条第 2 項、第 215 条準用（第 196 条第 2 項）、第 229 条準用（第 196 条第 2 項））
- (4) （ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護事業者は、（ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。（平 18 厚労令 35 第 196 条第 3 項、第 215 条準用（第 196 条第 3 項）、第 229 条準用（第 196 条第 3 項））
- (5) （ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。（平 18 厚労令 35 第 196 条第 4 項、第 215 条準用（第 196 条第 4 項）、第 229 条準用（第 196 条第 4 項））
- (6) （ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護事業者は、（ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。（平 18 厚労令 35 第 196 条第 5 項、第 215 条準用（第 196 条第 5 項）、第 229 条準用（第 196 条第 5 項））
- (7) （ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護の方針は、平 18 厚労令 35 第 186 条に規定する基本方針及び平 18 厚労令 35 第 196 条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。（平 18 厚労令 35 第 197 条、第 215 条準用（第 197 条））

- 一 (ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
  - 二 (ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、(ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成するものとする。
  - 三 (ユニット型) 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
  - 四 (ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
  - 五 (ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、当該(ユニット型) 介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
  - 六 (ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
  - 七 (ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- (8) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。(平 18 厚労令 35 第 191 条第 1 項、第 215 条準用(第 191 条第 1 項)、第 223 条準用(第 191 条第 1 項))
- (9) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 191 条第 2 項、第 215 条準用(第 191 条第 2 項)、第 223 条準用(第 194 条第 2 項))
- (10) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自

律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。（平 18 厚労令 35 第 204 条）

- (11) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。（平 18 厚労令 35 第 211 条第 1 項）
- (12) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。（平 18 厚労令 35 第 211 条第 2 項）
- (13) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。（平 18 厚労令 35 第 211 条第 3 項）
- (14) 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（「ユニット部分」という。）にあつては（9）に、それ以外の部分にあつては第 186 条に定めるところによる。（平 18 厚労令 35 第 217 条）
- (15) 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針は、（7）に定めるところによる。（平 18 厚労令 35 第 224 条）
- (16) 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項は、ユニット部分については、（11）、（12）、（13）に定めるところによる。（平 18 厚労令 35 第 224 条）

## 1 6 診療の方針

医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。（平 18 厚労令 35 第 198 条、第 215 条準用（第 198 条）、第 229 条準用（第 199 条））

- 一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うものとする。
- 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- 三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うものとする。
- 四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うものとする。



- 五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。
- 六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。
- 七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

## 17 機能訓練

(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 199 条、第 215 条準用 (第 199 条)、第 229 条準用 (第 199 条))

## 18 看護及び医学的管理の下における介護

- (1) 指定介護予防短期入所療養介護事業者が行なう看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。(平 18 厚労令 35 第 200 条第 1 項)
- (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、一週間に 2 回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。(平 18 厚労令 35 第 200 条第 2 項)
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 200 条第 3 項)
- (4) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。(平 18 厚労令 35 第 200 条第 4 項)
- (5) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 200 条第 5 項)
- (6) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が行なう看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。(平 18 厚労令 35 第 212 条第 1 項)

- (7) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。（平 18 厚労令 35 第 212 条第 2 項）
- (8) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。（平 18 厚労令 35 第 212 条第 3 項）
- (9) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。（平 18 厚労令 35 第 212 条第 4 項）
- (10) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。（平 18 厚労令 35 第 212 条第 5 項）
- (11) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。（平 18 厚労令 35 第 212 条第 6 項）
- (12) （ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該（ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。（平 18 厚労令 35 第 200 条第 6 項、第 212 条第 7 項）
- (13) 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあつては（6）から（12）に、それ以外の部分にあつては（1）から（5）及び（7）に定めるところによる。（平 18 厚労令 35 第 226 条）

## 19 食事の提供

- (1) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。（平 18 厚労令 35 第 201 条第 1 項）
- (2) 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。（平 18 厚労令 35 第 201 条第 2 項）
- (3) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。（平 18 厚労令 35 第 213 条第 1 項）

- (4) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。（平 18 厚労令 35 第 213 条第 2 項）
- (5) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。（平 18 厚労令 35 第 213 条第 3 項）
- (6) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。（平 18 厚労令 35 第 213 条第 4 項）
- (7) 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の食事は、ユニット部分にあつては (3) から (6) に、それ以外の部分にあつては (1)、(2) に定めるところによる。（平 18 厚労令 35 第 227 条）

## 20 その他のサービスの提供

- (1) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。（平 18 厚労令 35 第 202 条第 1 項）
- (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。（平 18 厚労令 35 第 202 条第 2 項）
- (3) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。（平 18 厚労令 35 第 214 条第 1 項）
- (4) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。（平 18 厚労令 35 第 214 条第 2 項）
- (5) 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては (3)、(4) に、それ以外の部分にあつては (1)、(2) に定めるところによる。（平 18 厚労令 35 第 228 条）

## 21 利用者に関する市町村への通知

（ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護事業者は、（ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。（平 18 厚労令 35 第 195 条準用（第 23 条）、第 210 条準用（第 195 条）、第 223 条準用（第 195 条））

- 一 正当な理由なしに（ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

## 2.2 管理者の責務

- (1) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業員の管理及び(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。(平 18 厚労令 35 第 195 条準用(第 52 条第 1 項)、第 210 条準用 (第 195 条)、第 223 条準用 (第 195 条) )
- (2) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、当該(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業員にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。(平 18 厚労令 35 第 195 条準用(第 52 条第 2 項)、第 210 条準用 (第 195 条)、第 223 条準用 (第 195 条) )

## 2.3 運営規定

(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。(平 18 厚労令 35 第 192 条、第 207 条、第 220 条)

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業員の職種、員数及び職務の内容
- 三 (ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 施設利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項
- 八 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業は三を除き、上記の一から七と同様。(三については、ユニット部分の利用者にとってはユニット型指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額とし、ユニット部分以外の利用者にとっては指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額とする。)

## 2 4 勤務体制の確保等

- (1) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切な指定  
介護予防短期入所療養介護を提供できるよう、指定介護短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。(平 18 厚労令 35 第 102 条第 1 項、第 208 条第 1 項、第 223 条準用 (第 195 条))
- (2) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によって(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。(平 18 厚労令 35 第 102 条第 2 項、第 208 条第 3 項、第 223 条準用 (第 195 条))
- (3) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、(ユニット型・一部ユニット型) 介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 102 条第 3 項、第 208 条第 4 項、第 223 条準用 (第 195 条))
- (4) ユニット型介護予防短期入所療養介護事業者は (1) の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 208 条第 2 項)
  - 一 昼間については、ユニットごとに常時 1 以上の看護職員又は介護職員を配置すること。
  - 二 夜間及び深夜については、2 ユニットごとに 1 人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
  - 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- (5) 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の勤務体制の確保は、ユニット部分にあつては、第 208 条に、それ以外の部分にあつては第 195 条において準用する第 102 条に定めるところによる。(平 18 厚労令 35 第 211 条)

## 2 5 定員の遵守

- (1) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。(平 18 厚労令 35 第 193 条)
  - 一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

- 二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(2) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。（平 18 厚労令 35 第 209 条）

- 一 ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第 209 条に、それ以外の部分にあつては第 193 条に定めるところによる。（平 18 厚労令 35 第 222 条）

## 2 6 地域・介護予防支援事業者等との連携

(1) （ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。（平 18 厚労令 35 第 195 条準用（第 140 条）、第 210 条準用（第 195 条）、第 223 条準用（第 195 条））

## 2 7 非常災害対策

（ユニット型・一部ユニット型）指定介護予防短期入所療養介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。（平 18 厚労令 35 第 195 条準用（第 104 条）、第 210 条準用（第 195 条）、第 223 条準用（第 195 条））

## 28 衛生管理等

- (1) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 121 条第 1 項、第 210 条準用(第 195 条)、第 223 条準用(第 195 条))
- (2) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(平 18 厚労令 35 第 121 条第 2 項、第 210 条準用(第 195 条)、第 223 条準用(第 195 条))

## 29 掲示

(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養事業所の見やすい場所に、平 18 厚労令 35 第 26 条に規定する重要事項に関する規程の概要、(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 195 条準用(第 30 条)、第 210 条準用(第 195 条)、第 223 条準用(第 195 条))

## 30 秘密保持等

- (1) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(平 18 厚労令 35 第 195 条準用(第 31 条第 1 項)、第 210 条準用(第 195 条)、第 223 条準用(第 195 条))
- (2) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、当該(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚労令 35 第 195 条準用(第 31 条第 2 項)、第 210 条準用(第 195 条)、第 223 条準用(第 195 条))
- (3) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。(平 18 厚労令 35 第 195 条準用(第 31 条第 3 項)、第 210 条準用(第 195 条)、第 223 条準用(第 195 条))

### 3 1 居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止

(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。(平 18 厚労令 35 第 195 条準用(第 33 条)、第 210 条準用(第 195 条)、第 223 条準用(第 195 条))

### 3 2 苦情処理

(1) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、提供した(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚労令 35 第 195 条準用(第 34 条第 1 項)、第 210 条準用(第 195 条)、第 223 条準用(第 195 条))

(2) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 195 条準用(第 34 条第 2 項)、第 210 条準用(第 195 条)、第 223 条準用(第 195 条))

(3) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、提供した(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 195 条準用(第 34 条第 3 項)、第 210 条準用(第 195 条)、第 223 条準用(第 195 条))

(4) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 195 条準用(第 34 条第 4 項)、第 210 条準用(第 195 条)、第 223 条準用(第 195 条))

(5) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、提供した(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 195 条準用(第 34 条第 5 項)、第 210 条準用(第 195 条)、第 223 条準用(第 195 条))



- (6) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 195 条準用(第 34 条第 6 項)、第 210 条準用(第 195 条)、第 223 条準用(第 195 条))

### 3 3 事故発生時の対応

- (1) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚労令 35 第 195 条準用(第 35 条第 1 項)、第 210 条準用(第 195 条)、第 223 条準用(第 195 条))
- (2) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 195 条準用(第 35 条第 2 項)、第 210 条準用(第 195 条)、第 223 条準用(第 195 条))
- (3) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 195 条準用(第 35 条第 3 項)、第 210 条準用(第 195 条)、第 223 条準用(第 195 条))

### 3 4 会計の区分

(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに経理を区分するとともに、(ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 195 条準用(第 36 条)、第 210 条準用(第 195 条)、第 223 条準用(第 195 条))

### 3 5 記録の整備

- (1) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。(平 18 厚労令 35 第 194 条第 1 項、第 210 条準用(第 194 条第 1 項)、第 223 条準用(第 194 条第 1 項))
- (2) (ユニット型・一部ユニット型) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 194 条第 2 項、第 210 条準用(第 194 条第 2 項)、第 223 条準用(第 194 条第 2 項))

- 一 介護予防短期入所療養介護計画
- 二 平 18 厚労令 35 第 195 条において準用する第 19 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第 191 条第 2 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 平 18 厚労令 35 第 195 条において準用する第 23 条に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 平 18 厚労令 35 第 195 条において準用する第 34 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 平 18 厚労令 35 第 195 条において準用する第 35 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録